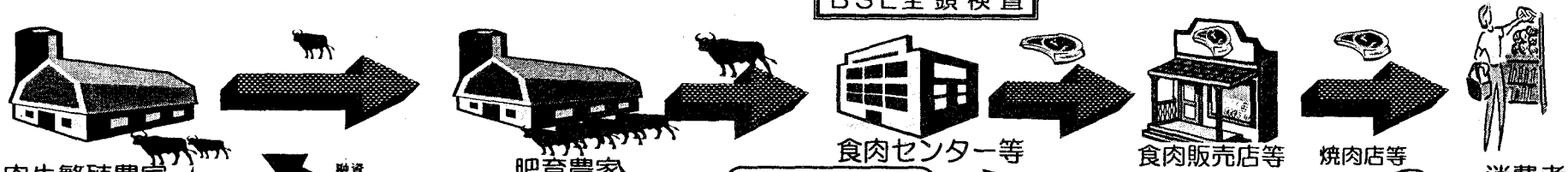
参考３－１

ＢＳＥ関連対策について

BSE全頭検査



③廃用牛流通円滑化
出荷が停滞している廃用牛の農協施設等による一時集約管理及び共同出荷、農協等による廃用牛の買上げの推進等への助成

乳用牛：4万円／頭
肉用牛：5万円／頭

④BSE対応資金
影響を受けた農家へ低利の運転資金を融通

貸付金利　：1．5%以内（7/5以降）
償還期間　：2年以内
貸付期間　：15年3月末まで

大家畜経営維持資金（BSE関連つなぎ資金）の借換えも可能
無担保、無保証人で都道府県農業信用基金協会の機関保証が受けられる

⑤BSEマル緊
肥育牛1頭あたりの粗収益が飼料代、素牛代等の物財費（家族労賃を除く生産費）を下回った分を1月毎に補てん

⑥通常マル緊
肥育牛1頭あたりの推定所得が家族労賃相当を下回った分の8割までを1月毎に補てん

⑧BSE新検査体制に対応した食肉処理体制の整備
BSE検査体制に対応した特定危険部位（SRM）の焼却施設等の整備

⑨BSE対応資金
影響を受けた食肉流通業者等へ低利の運転資金を融通

貸付金利：1．5%以内（7/5以降）
償還期間：2年以内
貸付期間：15年3月末まで

食肉処理販売等特別資金（BSE関連つなぎ資金）の借換えも可能

⑩運転資金融通円滑化
中堅外食事業者への運転資金の円滑な融通のための無担保保証が受けられる

保証限度額　：1事業者　8千万円以内
保証受付期間：3月11日から1年間

⑪PR
BSEの正しい知識、国産牛肉の安全性についてマスメディア等を通じた広報、シンポジウム、地域イベントの開催への支援等

①子牛生産拡大奨励事業
子牛価格が35万円（黒毛和種）を下回った場合に奨励金を1月毎に交付
（飼養規模の増減に関係なく、拡大者と同額の奨励金）

②肉用子牛生産者補給金制度
肉用子牛価格が保証基準価格を下回って低落した場合に補給金を1月毎に交付



⑦BSE発生農家等への支援
BSEが発生した酪農家に対する経営再開・継続のための互助制度への助成

当該地域への影響等に応じた必要な支援

倉庫

⑫牛肉の調整保管
枝肉価格が安定基準価格（省令価格：780円／kg）を下回った場合に、生産者団体等が行う調整保管への助成

⑬隔離牛肉の焼却
昨年10月17日以前にと畜解体処理され市場隔離された牛肉（約1．2万トン）の焼却

⑭BSE監視体制（サーベイランス）の強化
家畜保健衛生所　農場段階において中枢神経症状を示した牛や死亡牛に対するBSE検査体制を強化するため、関連施設を整備

⑮死亡牛の適切な検査・処理の推進
県衛指協等　死亡牛の円滑な検査・処理のための保管場所の整備、処理経費の一部助成等

⑯肉骨粉の適正処分の推進
レンダリング業者　取引が困難となった肉骨粉の焼却処理、レンダリング施設の整備等

各補助事業の問い合わせ先
・農協　・県連
・都道府県配合飼料価格安定基金協会
・金融機関　・県市町村　・全国連
・地方農政局　・農畜産業振興事業団

⑰トレーサビリティ・システムの確立
家畜個体識別システムを活用し、飼料の給与状況を追跡・確認できる飼養管理情報の管理システム等の整備、と畜場から小売店までの牛肉のトレーサビリティ・システムのモデル的な実施

（参考）ＢＳＥ関連対策について

（平成１４年９月１０日現在）

①　子牛生産拡大奨励事業

子牛価格が３５万円（黒毛和種）を下回った場合に、奨励金を１月毎（従来は３ヶ月毎）に交付します。（肉専用種。補給金制度に加入していることが条件）

また、１４年７月の奨励金（褐毛和種２５千円、その他の肉専用種１９千円）については、１４年８月２６日から交付しています。

②　肉用子牛生産者補給金制度

子牛価格が保証基準価格を下回って低落した場合に、１月毎（従来は３ヶ月毎）に補給金を交付します。（補給金制度に加入していることが条件）

乳用種、Ｆ１も対象となります。

また、１４年７月の補給金（褐毛和種１４千円、その他の肉専用種８５千円、乳用種６５千円、交雑種５千円）については、１４年８月２６日から交付しています。

③　廃用牛流通円滑化（廃用牛流通緊急推進事業）

廃用牛の円滑な出荷を支援するため、廃用牛を農協施設等で集約管理する際の飼料費や必要となる簡易な施設改修費、農協等が廃用牛を共同出荷する際の輸送費、農協等による廃用牛の買上げの推進（乳用牛４万円、肉用牛５万円）、牛肉の需給調整のための余剰牛肉の焼却処理、と畜処理の推進等について、助成します。

④　ＢＳＥ対応資金（BSE対応畜産経営安定資金）

ＢＳＥの患畜の発生により、経済的に影響を受けた大家畜経営の維持・安定を図るため、大家畜経営維持資金（BSE関連つなぎ資金）の借換えも可能な、償還期限２年の新たな運転資金を創設しました。

（融資限度額）	肥育用牛１頭当たり	１５万円
	肉用子牛１頭当たり	４．５万円
	繁殖用雌牛１頭当たり	７．５万円
	乳用牛１頭当たり	１５万円

なお、農業信用保証保険制度により、無担保・無保証人で機関保証を受けることができます。

昨年１０月より本年３月まで行っていた大家畜経営維持資金の貸付実績は、３，７１３件、４７２億円（うち無担保・無保証人貸付けは３，６３７件、４５０億円）です。

⑤　ＢＳＥマル緊（BSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業）及び
⑥　通常マル緊（肉用牛肥育経営安定対策事業）

（単位：円／頭）

		肉専用種	交雑種	乳用種
４月	BSEマル緊（支払済）	３１，８００	１２９，９００	１６５，７００
	通常マル緊（支払済）	７２，６００	３４，１００	２８，３００
	計	１０４，４００	１６４，０００	１９４，０００
５月	BSEマル緊（支払済）	４３，２００	８１，１００	１３６，１００
	通常マル緊（支払済）	７２，６００	３４，１００	２８，３００
	計	１１５，８００	１１５，２００	１６４，４００
６月	BSEマル緊（支払済）	５１，４００	１２７，５００	１４１，１００
	通常マル緊（支払済）	７２，６００	３４，１００	２８，３００
	計	１２４，０００	１６１，６００	１６９，４００
７月	BSEマル緊（支払中）	－	－	１０４，４００
	通常マル緊（支払中）	２１，１００	３３，８００	２８，３００
	計	２１，１００	３３，８００	１３２，７００

注１：通常マル緊の単価は、国で算定する全国値を採用する都府県の例であり、独自の算定を行う道県の場合は異なります。
　２：通常マル緊の支払については、これまで３ヶ月毎に補てん金を交付していましたが、本年４月より、１月毎に交付することとしました。

⑦　ＢＳＥ発生農家等への支援
（BSE対策酪農互助ｼｽﾃﾑ支援事業）

ＢＳＥが発生した酪農家が代替牛を購入する際の支援と、経営継続に必要な資金の援助を行うこととしています。

また、当該地域への影響、態様等に応じた必要な支援を行います。

⑧　ＢＳＥ新検査体制に対応した食肉処理体制の整備
（食肉等流通体制整備事業）

ＢＳＥ新検査体制に対応し、食肉センター等における可食内臓等の区分管理や特定危険部位（ＳＲＭ）の焼却処理のための施設等の整備を行います。

⑨　ＢＳＥ対応資金（BSE対応食肉処理販売等特別資金）

影響を受けた食肉・畜産副産物の処理販売業者、家畜商及び飲食店経営等の維持・継続を図るため、食肉処理販売等特別資金（BSE関連つなぎ資金）の借換えも可能な、償還期限２年の新たな運転資金を創設しました。

（融資限度額）　１事業者当たり　４，０００万円以内

なお、昨年１０月より本年３月まで行っていた食肉処理販売等特別資金の１４年３月３１日現在での貸付実績は、１４７件、１８億円です。

⑩　運転資金融通円滑化（中堅外食事業者BSE関連資金融通円滑化事業）

影響を受けた中堅外食事業者（資本金５千万円超かつ従業員５０人超）の運転資金の円滑な融通を支援するため、新たな運転資金の借入れに際し、１事業者当たり８千万円（保証割合８割以内）を上限に、事業実施主体である社団法人日本フードサービス協会による無担保保証が受けられます。

なお、１４年９月６日現在での保証実績は、５件、３億８千４百万円です。

⑪　ＰＲ（国産牛肉等需要回復総合対策事業）

テレビ・ラジオ、新聞・雑誌広告をはじめ、パンフレット・チラシの配布、各種シンポジウム・セミナーの開催等、あらゆる媒体を活用し、ＢＳＥに関するＰＲ活動を実施します。

学校給食における牛肉の使用自粛の解除について、文部科学省と連携し、各農政局段階でも積極的に働きかけた結果、１４年９月６日現在、自粛市町村数・学校数とも全体の１割未満に減少しました。

（参考）牛肉の使用を自粛している市町村・学校の割合

	１０月１９日		９月６日
市町村	５９％	→	８％
学　校	５６％	→	８％

⑫　牛肉の調整保管（牛肉価格安定緊急対策事業）

１３年１０月２６日から牛肉の調整保管を実施しており、約４０，０００頭を買上げ、保管しています。

⑬　隔離牛肉の焼却

１３年１０月１７日以前にと畜解体処理され市場隔離された牛肉（約１．２万トン）について、１３年１２月１４日に焼却処分することを公表しました。

隔離牛肉の処分に当たっては、検品実施後、補助対象として適格と認められた牛肉を、隔離している全国団体が一般廃棄物として焼却することとしています。なお、牛肉の買上げ及びその焼却に要する経費については国が負担します。

⑭　ＢＳＥ監視体制（サーベイランス）の強化（家畜衛生対策事業）

死亡牛の検査頭数の増加等、生産段階におけるサーベイランスを強化するため、家畜保健衛生所のＢＳＥ検査関連機器、冷蔵施設、焼却施設を整備します。

（参考）

・と殺してＢＳＥ検査を行い、データを収集します。

肉骨粉等給与牛については、搾乳終了後の廃用等の時点で評価

⑮　死亡牛の適切な検査・処理の推進（死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業）

死亡牛のＢＳＥ検査費用の助成、適切な処理の推進のための処理経費等の一部助成、一時保管のための施設整備への助成を行い、死亡牛の適切な検査・処理を推進します。

⑯　肉骨粉の適正処分の推進（肉骨粉適正処分緊急対策事業、ＢＳＥフリー肉骨粉供給体制整備事業）

肉骨粉については、１３年１０月１８日の石川県での焼却開始以降、２８県で焼却しており、現在の１日当たりの焼却量は約９７３トンとなっています。

肉骨粉のセメント原材料としての再生利用については、１４年８月３０日現在、３１セメント工場が環境大臣により認定されています。１４年３月６日に高知県のセメント工場から本格焼却が開始され、現在１７のセメント工場で焼却されています。

肉骨粉の処理状況（８月３０日現在）

（単位：トン）

現在の保管数量	116,041
現在まで焼却を実施した数量	130,434
今後焼却が必要な肉骨粉の１日当たり生産量	900
現在の１日当たり焼却量	973

注：都道府県からの報告による。

⑰　トレーサビリティ・システムの確立（畜産新技術実用化対策事業のうち家畜個体識別情報活用促進、国産牛肉生産情報提供モデル事業　等）

現在、ほぼすべての牛について耳標が装着されています。これらの耳標から得られる情報等を活用し、と畜場から小売の各段階において、多くの流通業者が実施可能なトレーサビリティ・システムをモデル的に実施し、その確立について検討を行います。